

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況（訂正前）

法人名・施設名	社会福祉法人だんのさと
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年9月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>法第45条の13第4項では、理事会は、多額の借財に係る決定を理事に委任することができないとされているが、貴法人において、多額の借入について事前に理事会の決議を得ず実行し、事後で理事会へ報告されている。ついては、多額の借入を実行する際は、理事会において事前に決議を得ること。（法第45条の13第4項）</p>	<p>平成30年11月22日の理事会に議案を提出し承認を得ました。また、多額の借財に係る事前決議にあたっては、「多額」の範囲を明確にするため、決済規程（専決事項）を一部改正し、理事長の専決事項を定めることとします。</p>
2	<p>利益相反取引について、理事は理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないとされているが、一部の理事における取引の承認が行われていないので理事会で承認を得ること。なお、その理事会の決議については、貴法人定款第26条に則って行うこと。（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項、貴法人定款第26条）</p>	<p>法人本部の土地を理事から借りている件について、賃貸借契約は締結しているが、理事会で当該取引の承認がされていないと監査で指摘があったため、平成30年11月22日の理事会に議案を提出し承認を得ました。</p>
3	<p>貴法人において、小規模多機能型居宅介護事業の施設の土地について国若しくは地方公共団体以外の者から賃借されているが、地上権又は賃借権の設定及び登記がなされていない。ついては、安定して事業を継続するため、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。（審査基準第2の1の(1)）</p>	<p>司法書士に相談したところ、建物が登記してあれば問題なく、仮に土地の持ち主が第三者に譲渡した場合でも、譲渡先から継続して借りることができるため、安定して事業を継続することができるとの回答を得ました。土地の賃貸借契約を締結しており、建物は本法人の基本財産で登記しているため問題はないとの認識であり、ご指摘については、今後対応していきたいと考えています。</p>

4	<p>貸借対照表において、固定負債に設備資金借入金の計上があるが、流動負債において1年以内返済予定設備資金の計上がなされていない。</p> <p>については、運用上の取扱い6（会計省令第26条第1項関係）の資産及び負債の流動と固定の区分により、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとなっているので記載すること。（運用上の取扱い6、会計省令第26条第1項）</p>	<p>平成30年度より1年以内返済予定設備資金（流動負債）に計上しました。</p>
---	--	---